

# 安全データシート

1/3

## 1. 製品及び会社情報

製品名 : CL116 シリーズ 感光体

会社名 : 富士通株式会社

問合せ先

会社名 : 富士通コワーコ株式会社

住所 : 〒211-0041 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番5号

担当部門 : 営業推進統括部 技術部

電話番号 : 0120-505-279

整理番号 : TR17-M006 (全3頁)

作成・改定 : 2017.5.22

## 2. 危険有害性の分類

最重要危険有害性 : 通常の使用をする限り危険有害性は低い。

特定の危険有害性 : 該当なし

分類の名称 : 該当しない

## 3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別 : 適用外 (成型品)

一般名 : 感光体ドラム

成分及び含有量

成分	CAS No.	含有量
アルミニウム素管	-	> 97 %
バインダー樹脂	-	< 1 %
光導電性物質	-	< 1 %
顔料	-	< 1 %

## 4. 応急措置

吸入した場合 : 通常の使用で目に入ることはないが、もしも感光層の削れかす等を吸入し咳、呼吸困難やその他の症状が出たときは、医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合 : 特別な処置は必要ないが、もしも感光層の削れかす等が大量に付着した場合には、よく洗い流すこと。

目に入った場合 : 通常の使用で目に入ることはないが、もしも削れかす等が目に入った場合は清浄な水で十分に洗い流す。もし異常を感じたら、眼科医の手当てを受ける。

飲み込んだ場合 : 通常の使用で飲み込むことはないが、もしも感光層の削れかす等を飲み込んでしまった場合には、できるだけ吐き出し、もし異常を感じるようであれば医師の手当てを受ける。

## 5. 火災時の措置

消火剤 : 水、泡消火剤、粉末消火剤等

特定の消火方法 : 消火活動は、出来るだけ風上より行う。適切な消火剤を使用する。

消火を行う者の保護 : 状況に応じて適切な保護具 (呼吸用の保護具・耐熱性着衣など) を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 通常の使用では特別な措置は必要ない。

環境に対する注意事項 : 回収すること。回収にあたって特別の措置は必要ない。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い : 安全上特別な措置は必要ないが、特性の劣化を防ぐため、感光層に直接触れたり、有機溶剤等の蒸気や直射日光にさらさないこと。  
保管 : 暗所に通常環境下で保管する。結露、有機溶剤の蒸気等に暴露しないこと。

## 8. ばく露防止措置及び保護措置

管理温度 : 設定されていない  
許容濃度 : 設定されていない  
設備対策 : 特に必要なし  
保護具 : 特に必要なし

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 : 円筒形  
色 : 緑色  
臭い : 無臭

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

沸点 : 測定対象外  
沸騰範囲 : 測定範囲外  
融点 : データなし  
ガラス転移点 : データなし  
引火点 : 引火性なし  
発火点 : 発火性なし  
爆発特性 : なし  
蒸気圧 : 測定対象外  
蒸気密度 : 測定対象外  
密度 (比重) : 2.7  
溶解性 : 水に不溶。感光層は有機溶剤 (テトラヒドロフラン等) に可溶。

## 10. 危険性情報

安定性 : 通常の手扱いにおいて安定。  
反応性 : なし  
酸化性 : なし  
水と反応性 : なし

## 11. 有害性情報

急性毒性 : ラットを用いた経口投与による急性毒性試験の結果 (感光層について)  
半数致死量 (LD50 値) : 2,000 mg/kg以上  
変異原性 : 微生物による変異原性テストの結果は陰性 (感光層について)  
刺激性 : 皮膚 : ウサギの皮膚に対する刺激性 : なし (感光層について)  
眼 : ウサギの眼に対する刺激性 : 可逆性の極弱い刺激性 (感光層について)

## 12. 環境影響情報

既知見なし

## 13. 廃棄上の注意

使用済みカートリッジを廃棄する場合は、トナー粉が飛び散らないように袋に入れて保管ください。  
当社では、使用済みカートリッジの無償回収サービスを行っています。「エコ受付センター」までお問い合わせいただき、当社の回収リサイクル活動にご協力下さい。なお、お客様で処理される場合は、関連法規並びに地方自治体の基準に従って下さい。

トナー（使用済トナーを含む）または、トナーの入った容器を火中に投入しないで下さい。トナー粉がはねて、やけどの原因になります。

#### 14. 輸送上の注意

注意事項 : 梱包が破損しないように水漏れや乱暴な取扱いを避ける。  
国連分類 : 国連の定義上危険物に該当しない。  
国連番号 : なし  
国内規制 : 適用法令なし

#### 15. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律「化管法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年 11 月 21 日公布）を含む」 : 該当しない

#### 16. その他

記載内容は当社の最善の調査に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。すべての化学製品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願いします。また、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上で御使用ください。